

## 平安期左右近衛府における機能転換の過程について

―年預官人の形成を中心に―

中 島 皓 輝

**要旨** 左右近衛府は、六衛府の中でも最も近くで天皇を警護する官司であったが、時代が下るにつれて軍事機構としての働きを縮小させていく。代わって、彼らがその主たる任務としていくのは、宮中儀礼の準備・運営であった。先行研究で指摘されるこうした展開は共に事実であったと見られる一方で、その過程については必ずしも明らかにされていない。

本稿では、下級官人が任じられ、儀礼演出機関としての左右近衛府の中で様々な役割を担った年預官人に着目し、上級官人・下級官人双方の動向から成立の一端を明らかにすることで問題の解決を図った。

まず、上級官人である中将任官者の変遷を整理した。九世紀半ばから十一世紀前半までを対象に、この間の天皇代ごとに、①任官時の年齢、②各年における勤務経験の長い中将を整理した。①の点ではこれまで指摘されるように若年化の傾向が看取され、天皇代ごとに整理したことでその過程がより明確となった。②については、勤務経験の長い者が府内に在籍していれば、下級官人への職務集中も起こりにくいとする観点からの整理となる。こちらでも年長者の平均年齢が低下していく傾向が看取され、概ね十世紀後半がその境界と判断される。

次いで、下級官人の動向として、近衛将曹と勘文作成の関連を検討した。従来の近衛将曹の職掌に無かったであろう勘文の作成と、その前提となる各種文書の集積について、九世紀半ばに推定を含め学生からの転任事例が三件見え、彼らが嚆矢となることを指摘した。これらの背景としては、宮中儀礼の変化があり、それらに対応する儀礼演出機関としての性格を示し始めているものと判断される。

以上から、年預官人の働きの中でも、九世紀半ばには文書集積が始まることから、主典でも儀礼演出機関への転換がこの頃に始まっている。十世紀後半までに近衛府年預が成立、中将の若年化が進む十世紀末以降に下級官人にその中心が移っていくと想定される。

キーワード…九世紀～十一世紀、武官官司、下級官人、宮中儀礼、文書管理

## はじめに

衛府とは、古代日本において天皇およびその居所である内裏の警護を行った武官官司である。令制当初は衛門府・左右兵衛府・左右衛士府の五衛府体制であったが、増置と廃止を繰り返して、弘仁二年（八一二）に左右近衛府・左右衛門府・左右兵衛府からなる六衛府体制へ再編され、以降継続していく。

これら六衛府の中でも、左右近衛府は平安時代におけるあり方を巡って多くの検討が蓄積されている。はやく笹山晴生氏は五位以上を相当位階とする上級官職を中心とした分析から、九世紀半ば以降これらが昇進ルートに組み込まれるようになったことで次第に名譽職化し、軍事機構として無美化することを指摘。合わせて六位以下を相当位階とする下級官人たちについても、宮中行事の中で競馬や舞楽を行う演者としての働きが増加していき、その結果、左右近衛府は本来の働きである治安維持機能を低下させ、最終的には官司としての統一性を失った、と評価した。<sup>①</sup>これに対して下向井龍彦氏は、笹山氏の消極的な評価が軍事的視点に基づいたものであることを指摘し、むしろ「儀仗專業機関」（儀礼演出機関）への発展として評価すべきとする見解を提示した。<sup>②</sup>その後、古記録史料に基づいた府務運営の在り方への理解の深化からは、十一世紀ごろには宮中の各種年中行事の催行において、運営・演出の面で大きな役割を担っており、長官である近衛大将のもと、府を挙げて運営に携わっ

ている姿が明らかにされている。<sup>③</sup>

こうした先行研究における二つの指摘は、平安時代における左右近衛府の姿を「衰退」と評価する前者に対し、後者が「発展」とみなし得るとする点で相反する評価となっている。両者の評価の違いは視点の違いに基づくものであり、左右近衛府が機能の中心的部分を治安維持から宮中儀礼への関与へと転換させていく現象があったと見る点については一致している。

しかし、これらの変化が事実であったと見られる一方でそれらが具体的にどのような過程を経たのか、という点について、その全体像は必ずしも明らかとはなっていない。特に下級官人層について、この間の研究としては、管見の限り下向井氏が舍人層の動向を分析している以外には見られず、<sup>④</sup>舍人より上位の判官・主典にも検討を及ぼす必要があると考える。

下級官人層への検討が進んでいないのは、彼らの動向が六国史を始めたとした諸史料に言及されにくく、十一世紀代の様相がどの段階まで遡りうるのかが明確にしがたいためであるが、本稿では各官司の判官・主典クラスの下級官人の中でも実務を担当した年預官人を検討対象とすることで当該分野の解明を試みる。

各官司に置かれた年預官人の中でも、特に左右近衛府の年預は早くにその存在が確認されており、さらに十一世紀代を対象とした検討からは、彼らの担った役割が幅広いものであったことが明らかとなっている。<sup>⑤</sup>彼らの存在は、儀礼演出機関としての左右近衛府を大

大きく支えるものであり、その成立過程と左右近衛府が担う役割の転換とは密接な関係にあると考えられる。

これら衛府年預官人の成立については、上級官人の「貴族化」に伴い下級官人へ実務の主体が移っていくことがすでに指摘されている<sup>(6)</sup>。成立が上級官人の変化の影響下にあることは首肯できる一方で、主体となっていた下級官人の側でどのような変化があったかについては、未だ論じられていない。

また、同じ判官や主典であっても、衛府と一般官司とでは武官・文官の差があり、必ずしも同一の性格ではないと見られる。また、年預官人は通常の判官・主典に比べてより広範な職務を担うため、武官の判官・主典との間には、官人としての性格という点でさらに大きな隔たりが想定される。こうした点から、衛府年預官人の成立にはすでに明らかにされている上級官人の動向のみならず、実際に立ち働いた下級官人側の動向も明らかにすべきであると考えられる。

近年の左右近衛府研究では、下級官人に着目した検討が数多く行われており<sup>(7)</sup>、消極的に評価されてきた宮中警備の実質についても再考すべきことが指摘されるなど<sup>(8)</sup>、その有効性が示されている点も重要である。

本稿ではこうした理解から、平安前・中期における上級官人・下級官人双方の動向から、年預官人の形成とその時期について検討する。これによって、左右近衛府がその中心的な機能を転換させてい

く過程を明らかにしていく。

時代が下ることによる役割の変質は他の官司でも確認され、時にはそれらに伴い官司の縮小が起こる場合もある。こうした中において、左右近衛府の役割転換は官司としての形は変化させずに行われている。その転換の過程を明らかにすることは、国家の中での位置付けに、どのように対応していったのかを明らかにすることでもあり、官司制度全体の理解においても意義があると考えられる。

### 一、左右近衛中将の変遷

年預官人とは、各官司で実務を担当した官人のことで、下級官人の中でも判官・主典の代表者が選ばれた。諸司のうち預をもたない官司における年預については衛府のものが早くに見え、中でも近衛府年預が最も早くに存在が確認される。このことについては少将以上の貴族化が進み、かつ昇進ルートに取り入れられた結果、しだいに上級官人が府の実務から切り離され、判官以下が代わって実務の担い手となっていった<sup>(9)</sup>。「年預」の称が付された<sup>(9)</sup>。また「年」の語は一年単位での交替に起原を有するものとされる。さらに、十一世紀代においては、年預の将監・将曹・番長が中将一名と共に「政所」を構成し、府関連の様々な職務に関わっていたことが明らかにされている<sup>(10)</sup>。

衛府年預の初見は『貞信公記』延長二年(九二四)十月十一日条のものである。

【史料一】『眞信公記』延長二年（九二四）十月十一日条

十一日、有「奏・申文」、定「府年預」

本条で定められている「府年預」は、記主藤原忠平が当時正二位左大臣兼左近衛大将であったことから左近衛府の年預である。左右衛門府の年預官人については、寛弘七年（一〇一〇）の「衛門府根料下用注文」<sup>⑫</sup>に「年預尉」の伴奉忠の名が見られるものがあるが、同人は本史料以外には確認されず詳細は不明である。兵衛府については史料上に確認されていない。

左右近衛府での年預成立の背景として挙げられる五位以上の上級官人の「貴族化」とは、笹山氏によって指摘された、昇進ルートの一部として近衛中将・少将（次将）を経験する「近衛コース」の形により将官が公卿昇進への階梯となっていたことが踏まえられたものである。これにより近衛中将・少将といった将官は、公卿子弟が一時的に帯びる官職となっていく、将官に任官する者の年齢が低下していく傾向にもあった。後一条朝には府務運営に堪えず、実資をして「口猶乳臭」と言わしめるような十代から二十代の若年の次将たちが多く在任していた。<sup>⑬</sup>この段階においては、すでに年預の担当職務が定まっており、限られた範囲の者達によって担われていたことは、先行研究が指摘する実態から確認されるとおりである。

しかし、「貴族化」にも段階があり、必ずしも当初から職務全般

に堪えない若年將官ばかりとなったわけではない。上級官人は朱雀朝ごろには衛府本来の治安維持機能を担いえない者のみとなっていたが、本来的な武官としての働きを行えなくなった次將たちの中にも、任官されてから府内に長く留まる者たちもいた。彼らの存在は公卿への階梯という点から見れば、昇進の停滞した者たちということになるが、近衛府運営の点で見れば、府務に熟達した存在であったといえる。十一世紀段階においても、年長の次將が政務の大部分を担っていることが指摘されている。<sup>⑭</sup>

従って、衛府年預官人の確立にはこれらの府務運営能力のある次將の存在も併せて考えていかなければならない。衛府年預の確立は將官の低年齢化によって漸次進行し、その中で下級官人側でも府務処理の先例や知識が蓄積されていったと理解され、その段階差を踏まえる必要がある。

例えば、左近衛府年預が初見する延長二年段階では、次將の低年齢化は後年ほど進んでいない。この年の左近衛中将は藤原兼輔と橘公頼の二名であり、いずれも四十代前半であった。兼輔には少將としての経歴が、公頼には弁官の経歴がそれぞれあるため、官人としてはそれなりの経験を積んでいたと見られる。従って、この時点で成立していた年預官人の姿は十一世紀代のもものと同一であったとは考えにくい。

こうした観点から、本節ではまず近衛中将に着目し、各時期においてどの程度実務に堪えうる人物が任じられていたかという点を明

らかにすることで「実務から切り離さ」れていく過程を整理していく。具体的には、清和朝から後一条朝までの各時期において、中将任官時の年齢の変化を整理し、中将の中での若年化の傾向が天皇代ごとどの程度変化していくかを明らかにする。さらに各年の構成員のうち、当該期に府務運営を領導し得た人物の変化を概観する。

後述の源雅通の事例などから、基本的には少将を含めた将官経験がより長い人物ほど府務に熟達していたことが想定できる。藤原師輔は後年、自身が少将であった頃には「先達」から作法を学んでいた、と述べており、経験の長い者は後進を指導する立場にあったことが知られる。各時期の中将それぞれの経歴から誰がこれに当たるかを見ていく。

以上の任官者の若年化の傾向と年長の人物の年齢層の変化から、近衛中将の実務からの乖離過程を明らかにしていく。なお、検討対象とする範囲の設定については、清和朝が武人的な性格をもった人物の将官任命が見える最後の時期であり、後一条朝が若年次将の多く見える時期となる。それぞれ「貴族化」の始まりの時期と定着期とみなせ、この間の時期が変化の過程を明確にしやすいと考えるためである。

まず、この期間における中将任官年齢の変化を概観する【表】。清和朝では二十代から五十代までの任官が広く確認され、人数比もほぼ変わらない。その後、醍醐朝を最後に五十代での任官が見られなくなり、続く朱雀朝では二十代、村上朝では三十代での任官が

それぞれ最多となる。円融朝末には、光孝朝の藤原時平以来となる十代の中将が現れ、短期間の花山朝を挟んで、一条朝・三条朝には十代・二十代の任官が、後一条には十代の任官が最多となる。任官時の年齢というごく限られた点ではあるが、若年化の傾向が看取される。

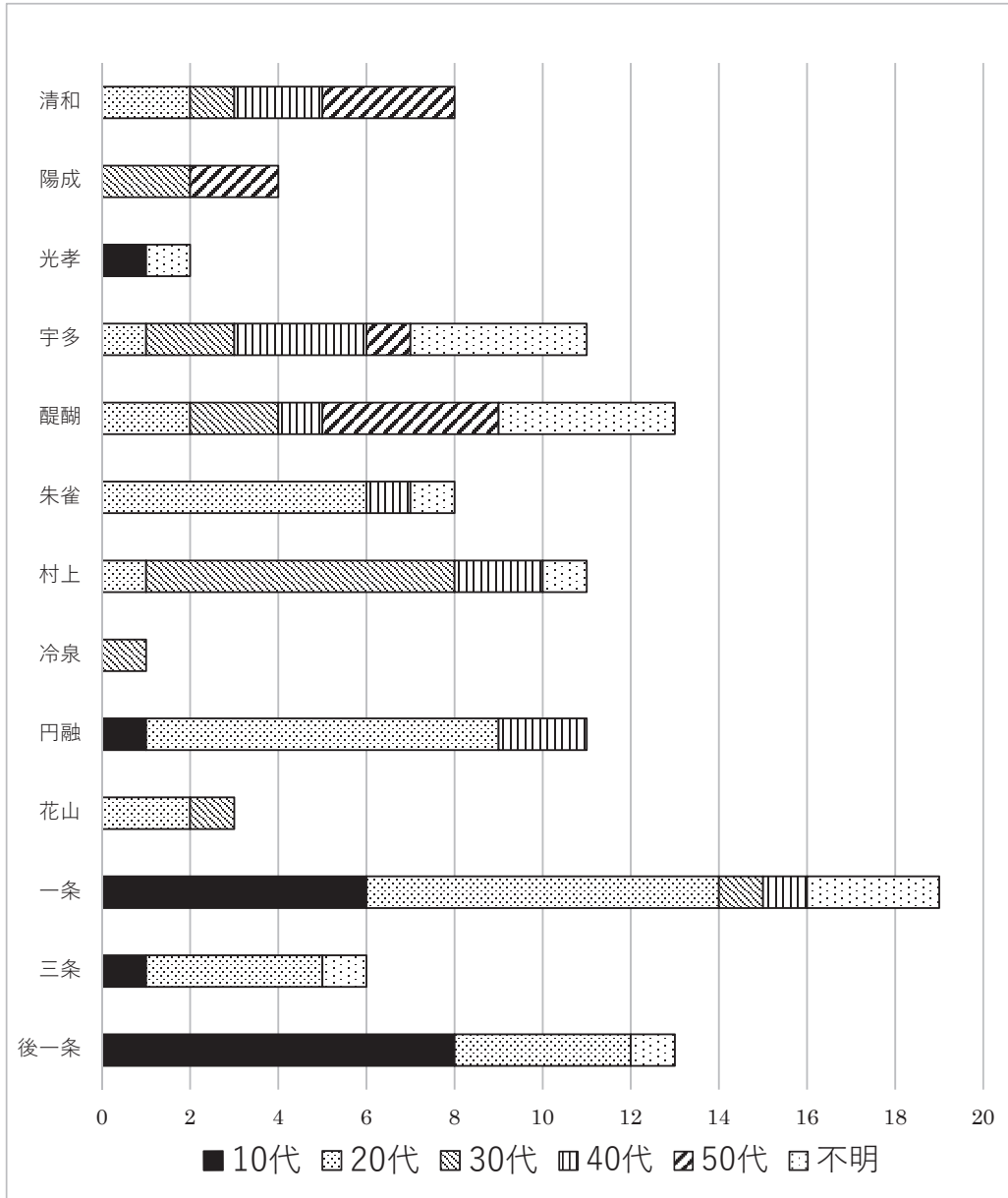
次いで、各時期の中将の構成を見てゆく。

先行研究が指摘する後一条期の政所中将を参照すると、経歴や年齢は左記の通りとなる。<sup>(5)</sup>

- ① 源雅通（政所中将…長和二年～寛仁元年）  
右少将に十一年（長保三年～長和元年）在任。年齢不詳。
- ② 藤原兼経（政所中将…寛仁元年～同二年）  
左少将に五年（長和元年～寛仁元年）在任。任官時十八歳。
- ③ 藤原公成（政所中将…寛仁二年～治安三年）  
右少将に四年（長和二年～寛仁元年）在任。任官時二十歳。
- ④ 源顕基（政所中将…治安三年～万寿三年）  
左少将に九年（長和三年～治安三年）在任。任官時二十四歳。
- ⑤ 源隆国（政所中将…万寿三年～長元七年カ）  
左右少将に計八年在任（寛仁二年～万寿三年）。任官時二十四歳。

生没年不詳の雅通を除くと、いずれも十代後半から二十代前半での任命であり、少将経験年数には個人差がある。しかし、最長の隆国・顕基でも少将任官時は十代後半から二十代であり、府務運営に熟達していたとは考えにくい。こうした状況であっても彼らが政所

表 清和朝～後一条朝における左右近衛府中将の任官時年齢分布



※市川久編『近衛府補任』一・二（続群書類従完成会、1993年）を参照し作成。  
左右間での移動は反映していない。



中将たりうるのは、先行研究が指摘するように、この時点ではすでに年預官人の働きが固まり、支える体制が構築されているからであるろう。

従って、反対に任官時の年齢が高く、衛府官の経験を積んでいる中将が存在する間は、年預官人への職務集中も起こりにくいと考えられ、中将の低年齢化の過程がすなわち年預官人形成の過程といえる。以下では、後一条期の政所中将の事例を参考に左右近衛府の上臈の中将とその年齢層の変化を検討していく。<sup>17)</sup>

○清和朝（天安二年～貞観十八年）

〈左近衛府〉

貞観五年まで藤原良繩がおり、同五年には藤原基経に代わる。いずれにも少将経験が無い。同十年には六年の少将経験を持つ源舒が任官する。同十七年に舒が離任すると、正官に源能有と権官に藤原諸葛が任じられる。いずれにも少将経験は無い。

〈右近衛府〉

天安元年以来、貞観十四年まで源興が在任しており、二年の少将経験がある。同十一年に権中将となり、十五年に興に代わって正官に任じられた藤原良尚は左右合わせて十四年の少将経験を持ち、右中将を三年務める。武芸を好んだ武人的な将官であった。<sup>18)</sup>同年には二年の少将経験を持つ源直、十三年の経験持つ藤原山蔭が任じられる。

○陽成朝（貞観十八年～元慶八年）

〈左近衛府〉

元慶五年まで権中将に藤原諸葛が在任し、同年には藤原有実・源興基が任官する。衛府勤務経験のない興基に対し、有実は近衛将監から少将を十四年務め中将となる。

〈右近衛府〉

前代から引き続き源直が在任しており、諸葛↓有実、直が両府の実務を担い得たと人物と考えられる。

○光孝朝（元慶八年～仁和三年）

〈左近衛府〉

引き続き興基・有実が在任している。

〈右近衛府〉

仁和三年に源直に替わり、十代の藤原時平が任官するが、同時に将監・少将経験を有する平正範も任官しており、十分な経験をもった正範によって府務運営が担われたと考えられる。

○宇多朝（仁和三年～寛平九年）

〈左近衛府〉

寛平三年に興基、同六年に有実が離任すると、源希・藤原清経の二名となる。いずれも右近衛中将からの転任で、さらに清経にはさらに七年の少将経験があり、実務は彼によって担われたと考えられる。

〈右近衛府〉

正範離任の翌寛平三年に清経が、清経転任の寛平五年からは八年

の少将経験を持つ藤原敏行が任官しており、彼ら兩名が中心となっていたと考えられる。

○醍醐朝（寛平九年～延長八年）

〈左近衛府〉

昌泰三年に清経が離任し、翌延喜元年に藤原定国が右大将に転じると、この後同五年まで左中将は史料上に確認されない。この間少将であった藤原定方は、右少将として五年の経験の後、延喜元年に左少将に転じており、これらの経験によって府務を支え得たと考えたい。定方は延喜六年に中将に転じ、同十三年までその任にあつた。翌年定方に代わって中将となつた藤原恒佐には、少将として八年の経験があり、延喜二十一年まで在任した。この間には六年の少将経験を持つ藤原兼輔が任官し、恒佐離任後の延喜二十二年以降、延長五年まで在任する。翌六年からは十年の少将経験を持つ藤原伊衡が任じられる。

〈右近衛府〉

昌泰元年以降、藤原仲平と源善の二名体制となる。寛平八年任官の仲平には四年の少将経験があるが、まだ二十代であり、善には衛府官の経験がなく、また少将の定方・良峯衆樹も在任期間が短いなど、それまでに比べ、府務運営は低調であつた可能性がある。この後、仲平は延喜九年まで中将の任にあり、延喜十一年には替わつて、少将を十一年務めた衆樹が任官する。この間の延喜十年については任官者が不明である。衆樹在任中の延喜十六年に六年の少将経

験を持つ藤原俊蔭が、俊蔭離任の延長元年には衛府官経験のない源英明が任じられ、翌二年には彼のみとなるが、三年には十年の少将経験を持つ藤原伊衡が任じられ、同六年に左中将に転じた際には、八年の少将経験を持つ藤原実頼が任じられている。

左右いずれにも、数年の空白や経験の少ない者ののみで構成される期間があるが、基本は少将経験の長い中将によって支えられていたと考えられる。

○朱雀朝（延長八年～天慶九年）

〈左近衛府〉

承平四年に藤原伊衡が離任すると、右中将として十二年在任していた源英明が転任する。同時に藤原敦忠も任じられ、英明離任後の天慶五年まで務める。敦忠の少将経験は四年であり、離任までは英明が府務運営の中心となつたものである。敦忠離任の天慶五年には源兼明が右中将から転任し、同八年まで務め、同年以降は右中将を十二年務めた正明が転任している。

〈右近衛府〉

承平四年の英明転任後は、衛府官経験の無い源正明と二年の少将経験を持つ二十代の藤原師輔が在任する。師輔は少将時代に「先達」から作法を学んでいたがまだ若く、彼らの任官初期には府務運営は低調であつた可能性がある。正明はこの後天慶八年まで在職するため、この間に府務に習熟していくと考えられる。正明離任後には八年の少将経験を持つ良峯義方が任官する。



○村上朝（天慶九年～康保四年）

（左近衛府）

天暦五年の正明離任の際には、前年に転任してきた良峯義方がおり、義方離任時には少将を九年、右中将を三年務め転任してきた藤原朝成がおり、また少将を八年務めた藤原伊尹が任官している。伊尹は康保四年まで継続して在任している。

（右近衛府）

天暦四年に義方が左中将に転じ、翌五年に源雅信が右中将に任じられる。同七年に朝成が左中将に転じると、翌八年以降は雅信を含め、あまり衛府官経験の無い者のみの期間が続く。天徳二年に左右合わせて八年の少将経験を持つ藤原元輔が任じられ、康保四年までその任にあった。

同時期には二十代の藤原師尹・師氏なども在任するが、実務は勤務経験の長い者たちが担っていたものと考えられる。

○冷泉朝（康保四年～安和二年）

左近衛府では右中将から左中将に転じた元輔と、右近衛府では天徳四年以来継続して右中将であった源延光が、それぞれ最も経験の長い中将として在任している。

○円融朝（安和二年～永観二年）

（左近衛府）

天禄三年の元輔離任時には、少将を八年務め、同元年に中将となった藤原為光がおり、離任の天延元年には十年少将を務め、右中

将となっていた藤原懷忠と衛府官経験の無い源正清が任じられる。懷忠が右中将に転じた後の貞元二年には、四年目の正清と衛府官経験の無い二十代の公季で構成され天元五年まで継続される。正清はこの後正暦元年まで在任する。この間、十代の公任が任じられるが、十一年少将を務めた実資もおり、彼らによって府務運営がなされたものであろう。

（右近衛府）

天禄元年に延光・藤原濟時が離任すると、翌年は衛府官経験の無い源惟正・忠清のみとなるが、同三年には懷忠、翌天延元年には六年の少将経験を持つ源時中が任じられ、以降寛和二年まで継続する。

○花山朝（永観二年～寛和二年）

前代に引き続き、経験の長い者として、左近衛中将には源正清、右近衛中将には源時中がいる。寛和二年に少将を六年務めた藤原道綱が任じられている。

○一条朝（寛和二年～寛弘八年）

（左近衛府）

正暦元年に正清が離任した際には、九年目の公任がおり、少将を二年務めた藤原齊信が任じられる。長徳元年には、少将を四年務めた藤原頼親が任じられ、長徳四年には少将を七年務めた源経房が任じられる。着任・離任の時期がずれた三名がそれぞれ長く中将の任を務めていた。

〈右近衛府〉

長徳二年まで道綱が務め、この間正暦五年に少将を七年務めた源宣方が任じられる。同四年の宣方離任時には二十代で衛府官経験の無い三名が任じられる。長保三年には少将を三年務めた源俊賢が任じられる。俊賢離任の寛弘元年には少将を五年務めた藤原公信が任じられる。同七年の公信離任時には、少将・中将合わせて十四年目の兼隆と十代の頼宗があり、兼隆が担い得た。

○三条朝（寛弘八年～長和五年）

〈左近衛府〉

長和四年まで源経房が長期在任しているが、翌年には資平を除き、二十代前半の衛府官経験の無い者たちで構成される。

〈右近衛府〉

兼隆が引き続き在任すると共に、長和元年には少将を十一年務めた源雅通が任官している。

○後一条朝（長和五年～長元九年）

〈左近衛府〉

寛仁元年に右中将として五年務めた源朝任が転任してくる。前代から引き続き道雅・兼綱があり、朝任離任の治安三年以降、道雅は万寿三年、兼綱は長元二年まで在任している。万寿三年には少将を十一年、右中将を三年務めた源顕基が転任しており、兼綱離任後の長元八年まで務めている。長元六年に右中将から転任してきた藤原良頼は少将と右中将を各四年務めており、顕基離任後も寛徳二年

まで在任していた。

〈右近衛府〉

先述のようにこの時期の政所中将の在任期間が判明している。寛仁元年の雅通離任後、政所中将となった兼経は五年の少将経験を持つが十代であった。次いで任命された公成は四年の少将を持つこの時二十歳であった。次いで治安三年に顕基が任命され、万寿三年の左中将転後は、同年に右中将となった源隆国がこれを引き継いでいる。隆国にも八年の少将経験があったが、この時二十三歳であった。

以上煩雑となったが、当該期間における左右近衛中将の変化を概観した。清和朝前期には少将経験の無い者の任官も見られるが、後半以降は長期間少将を務めた者の任用がある。早く光孝朝には藤原時平が十代の中将として見えるが、同年には将監から引き続き務めた平正範があり、時平の経験不足を補う体制となっていた。宇多朝・醍醐朝でも年長で経験の長い中将が在任しており、特に醍醐朝では経験の長い中将同士が時期を重ねつつ在任しており、円滑な引き継ぎが行われていたものと考える。二十代での就任者が多くなる朱雀朝では、右近衛府において少将経験の無い源英明と経験の浅い師輔のみの時期がある。先述のように師輔は少将時代に先達から作法を学んでおり、それが活かされた可能性があるが、他の若い中将にも同様の積極的な姿勢があったかは不明である。村上朝以降でも

概ね長期間経験者の在任が確認できるが、再び二十代での任官が増加する円融朝の後半からは、最年長でも二十代後半～三十代前半という状況が見え、一条朝以降二十代半ばの事例が散見するようになる。三条朝には少将経験のない二十代のみで構成されることも起こっている。以降、全体の傾向と相まって、後一条朝の年少者によって構成される様相に至る。

## 二、近衛将曹の概要

次いで年預となった下級官人の側を検討していく。本稿では特に主典クラスの官人に着目して扱っていく。

衛府を構成する官人のうち主典は、左右近衛府の将曹、左右衛門府・左右兵衛府の大志・少志がそれぞれ該当する。なお以下では大志・少志を「衛門（兵衛）志」と総称する。

衛府主典の職掌は令規定では明記されていない。主典全体の原則的な職掌については、養老職員令一神祇官条に神祇大史の職掌として示される内容に准ずることとされている。<sup>19)</sup>すなわち、授受した公文の記録（「受事上抄」、公文草案の作成・署名（「勘署文案」、公務遅滞、公文の過失の指摘（「検出稽失」）。公文を読み上げること（「読申公文」）である。これらからは文書処理の基礎段階にかかわる働きを担っていたことが知られる。

【史料二】養老職員令一神祇官条

（前略）大史一人。〈掌、受<sub>レ</sub>事上抄、勘<sub>二</sub>署文案<sub>一</sub>、検<sub>二</sub>出稽失<sub>一</sub>、読<sub>二</sub>申公文<sub>一</sub>。余主典准<sub>レ</sub>此。〉少史一人、〈掌同<sub>二</sub>大史<sub>一</sub>。〉（後略）

また、決裁権の点では判官との間に断絶があるものの、諸省については、丞と録のみで行いうる政務儀があり、日常軽微かつ事務的な案件に関しては、丞と録のみで決裁できたとされる。<sup>20)</sup>

以上を踏まえると、衛府主典の職掌として、各衛府に関わる基礎的な文書処理業務があったことが想定される。具体的には、養老職員令で各衛府の督の職掌として規定される内容に関する各種文書の処理や案件の決済を担当していたものと考えられる。

他官司との間での文書のやり取りが確認できる事例としては、『類聚三代格』承和十三年（八四六）十月五日格がある。本格は積荷の関税撤廃を定めたものであり、左兵衛府解による訴えに基づいて出されている。衛府主典も諸司同様にこうした上申・下達文書の作成に携わっていたものであろう。

一方で、衛府官人としての中心的な役割は諸門の警備や夜間の巡検、行幸への供奉等であり、場合によっては追捕や戦闘へ従事することもあった。そのため、衛府主典となる人物には、治安維持活動に堪える者が優先的に求められており、文官主典に比べて文書処理に関わる能力はそれほど重視されなかったのではないかと考える。

以上のことを踏まえ、次いで十世紀ごろまでの近衛将曹の様相を

見ていく。

まず「将曹」の語は令規定に見えず、史料上での初見は右近衛府の前身である中衛府設置を定めた神亀五年（七二〇）七月廿一日格となる。定員は四名、相当位階は従七位下であった。

【史料三】狩野文庫本『類聚三代格』

卷四 加減諸司官員并廢置事 神亀五年七月廿一日格

勅 中衛府

大将一人（従四位上官） 中将一人（従四位下官） 少将二人  
 （正五位下官） 将監四人（従六位上官） 将曹四人（従七位  
 下官）、医師二人 府生六人 番長六人 中衛四百人、使部  
 卅（冊カ）人、直丁二人。

右、官員令外特置。常在<sub>二</sub>大内<sub>一</sub>、以備<sub>二</sub>周衛<sub>一</sub>。其考選祿料  
 善最等、一准<sub>二</sub>兵衛府<sub>一</sub>。其府生者、帶劍上下、補曹不<sub>レ</sub>定。  
 准<sub>二</sub>文官史生<sub>一</sub>与<sub>レ</sub>考。即固（同カ）<sub>二</sub>左右衛門（士カ）府主  
 帥<sub>一</sub>給<sub>レ</sub>祿、如有<sub>レ</sub>立<sub>レ</sub>仗<sub>レ</sub>者、執<sub>レ</sub>兵立<sub>レ</sub>陣。余五衛府府生准<sub>レ</sub>  
 此、宜<sub>下</sub>付<sub>二</sub>所司<sub>一</sub>、永為<sub>中</sub>常員<sub>上</sub>。

神亀五年七月廿一日

左近衛府の前身となる近衛府にも置かれており、当初の名称はそれぞれ  
 の所屬に合わせて中衛将曹・近衛将曹であった。大同二年に  
 中衛府・近衛府がそれぞれ左右近衛府に改称されると左右の近衛将

曹となる。左右近衛府官人の定員および相当位階の規定は、弘仁兵部格にまとめられており、これらの内容は近衛舎人の員数を除けば、『延喜式』の規定と一致することが指摘されている。本稿が対象とする九十世紀においては、近衛将曹に関する諸規定に変更は行われていない。

史料上に確認できる個別の官人としての姿からは、治安維持活動への従事、武才を有した者の任官という特徴が指摘できる。

ここでは住吉綱主と茨田貞額に関する史料を参照する。まず、延暦廿四年（八〇五）に死去した住吉綱主については、卒伝より射術に卓越しており、将曹から将監、少将を歴任し、宿衛をはじめとする働きへの精勤が評価された人物であったことが知られる。また、元慶二年（八七八）、当時右近衛将曹であった茨田貞額は、同年五月に出羽権大目を兼任し、出羽国へと派遣される。折しも「元慶俘囚の乱」発生中であり、現地の出羽守に対しては、同じく出羽権守に任せられた藤原保則の指示に従い、反乱を収めるべしとの勅が出されていた。共に派遣された貞額らには現地での指揮や戦闘への参加が期待されており、これに堪えうる人物であったことが知られる。

彼ら以外にも、藤原仲麻呂の乱や平城太上天皇の変などでも戦闘に従事する姿が見られ、下僚を率いて治安維持活動に従事する存在として確認できる。

また、儀式書などには、宮中儀礼の際に他の近衛府官人らと共に

参加して陣列を構成する他、近衛舍人を率いて門の開閉を行うなど役割があったことが見える。<sup>(26)</sup>

次いで、近衛将曹への任用事例を見ていく。

当該期においては、明確にその前歴を確認できる事例は少ないが、寛平九年（八九七）に出された『寛平御遺誡』には、近衛舍人から近衛将監に至るまでに「四・五十年」かかる<sup>(27)</sup>とされている。本箇所は必要年数が長すぎることを指摘し、これを改めるべきことを述べているが、少なくとも九世紀末では舍人に始まる下位の武官からの昇進が基本であったと理解される。舍人からの昇進を示す実例としてはわずかに延喜十一年（九二一）に近衛舍人として見える宇治部当茂と人に見られる宇治当用が天慶元年（九三八）に左近衛将監として見える事例がある。<sup>(28)</sup> 彼の場合も昇進の途上には将曹も経ているのであろう。また、十一世紀段階においては文官諸司の史生にあたる府生からの昇任事例が確認できる。<sup>(29)</sup>

こうした下から順番に上がっていく方式に該当しない事例としては、坂上滝守の事例がある。彼は承和十年（八四三）、十九歳の時に初任で近衛将曹に直接任じられている。代々武官を輩出した坂上家の一員であることのほか、自身も「便習三弓馬<sup>(30)</sup>、尤善二步射<sup>(31)</sup>。」と優れた武才を持っていたための措置である<sup>(32)</sup>と見られる。このような滝守の事例からも、将曹には基本的には治安維持機能を担いうる人材が求められ、配置されていたとみることができる。また、後年には左右近衛府の芸能面への進出に伴い、歌や舞を行う将曹の存在

も確認される。

他の事例として衛門志の場合を参照すると、やはり任官ルートとしては下位の府生からの昇進が見られる。実例として、元慶五年（八八一）に左衛門府生であった穴太門繼が仁和元年（八八五）には少志となつているものがある。<sup>(33)</sup> また、衛門府官人は検非違使を兼ねることがあったが、その構成人員については、『政事要略』より志の配置に変更のあったことが知られる。すなわち「弘仁式」では、衛門志は検非違使に入っていなかったが、「貞観式」では構成員に含まれるようになっており、その設置は天安二年（八五八）正月であった。

【史料四】『政事要略』糺彈雜事一 検非違使雜事上<sup>(34)</sup>

弘衛式云、凡檢校右京非違者、官人一人<sup>(35)</sup>、府生一人、火長五人、二人看督長、二人官人従、一人府生従<sup>(36)</sup>  
 貞衛式云、前式凡檢校右京非違者、<sup>(37)</sup>今案可<sup>(38)</sup>注左京<sup>(39)</sup>。<sup>(40)</sup>佐一人、尉一人、<sup>(41)</sup>今加志一人<sup>(42)</sup>、天安二年正月廿三日始任<sup>(43)</sup>之。<sup>(44)</sup>  
 云々。火長五人云々、官人従。<sup>(45)</sup>今加二人<sup>(46)</sup>、佐尉各一人。<sup>(47)</sup>  
 志従一人、案主一人。

以上から、将曹には治安維持機能を担いうる人物が積極的に任用されており、原則的には近衛舍人からの昇進によつていたが、個々が有する技能の高さによつて直接任用される場合もあった。



## 三、年預將曹の勘文作成

前項までに確認した姿が設置当初以来の近衛將曹の姿と考えられるが、十一世紀代における年預將曹の職務はこれらと大きく異なる。

十一世紀における年預將曹については、齋藤拓海氏による詳細な検討がある<sup>(32)</sup>。齋藤氏は『小右記』中に見られる右近衛府年預將曹記正方の活動の分析から、彼らが担った実務が具体的に、①右近衛府関係の情報伝達、②文書作成・保管、③勤務管理、④行事運営であることを明らかにしている。

また、任用の経緯としては小野奉政の事例に注目している。奉政の初見は三条天皇の讓位に伴い、右近衛將曹のまま院主典代となっているものであり、同日条からは三条天皇在位中には藏人所出納を務めていたことが知られる。下って万寿元年（一〇二四）時点では引き続き右近衛將曹を務めているものの、藏人所出納に戻っている<sup>(33)</sup>。すでに寛仁元年（一〇一七）には三条院が崩じており、後一条天皇の藏人所に勤務しているものであろう。この後奉政は同年七月以降に太政官の官吏となっている。こうした状況から藏人所出納から近衛將曹を経て太政官史となる昇進ルートが存在したことを指摘している。紀正方についても府生以前の近衛府官人としての経歴が見えないことから、類似の経歴であることを推測しており、彼らは太政官実務官人が左右近衛府に出自してきた事務官人であったとさ

れる。

すなわち十一世紀においては、近衛將曹の中に他の文官官司から転入した事務官人が入っており、彼らが年預將曹となることよって左右近衛府内の実務が担われていたのである。

これらの検討から明らかにされた年預將曹の職務は、従来の將曹よりも広範であり、形成過程の解明にはそれぞれがどの段階で加わったかを明らかにすることが必要となる。十一世紀に見られる年預將曹の全ての働きについての段階で始まり、行われていたかを明らかにすることは困難であるが、このうち文書作成について検討していく。

先述のように、衛府主典も上申・下達文書は作成していたと考えられ、年預將曹の文書作成もこれに類するものである。この場合は年預官人の職務が本来の判官・主典の職務の延長線上に位置づけられるケースである。

しかし、これら年預將曹が作成した文書の中でも、勘文に関してはその性格から本来の職務には存在せず、後から新たに加わったものであったと考えられる。ここではこの勘文作成について職務に加えられた時期を検討する。

勘文については、十一世紀段階では大将から命じられ、年預將曹が府務関連の勘文を作成する事例が見られる<sup>(34)</sup>。こうした勘文の作成は、関連の文書が近衛府庁舎に保管されていたことで行われたとされる<sup>(35)</sup>。

そうした中で『小野官年中行事』に引用されている左近衛府関連の勘文はこれらに先行する時期の事例である。<sup>(38)</sup>

【史料五】群書類従本『小野官年中行事』七月

廿八日 相撲召合事（大月廿八九日、小月廿七八日。）

（中略）

勘申

物部棟業、壬生保生、薩摩利生等、立「最手」之後任「番長」

之例事

物部棟業

件棟業以「寛平八年八月廿日」給「最手官符」。延喜十二年八月七日任「番長」。

壬生保生

件保生以「延喜廿一年」初立「最手」。延長五年九月廿八日給「最手官符」。以「承平三年九月六日」任「番長」。

薩摩利生

件利生以「承平六年」初立「最手」。以「同七年」給「官符」。天慶八年十月七日任「番長」。

右人等例勘申如件。

天曆元年閏七月廿六日

将曹雀部

本史料は天曆元年（九四七）に「将曹雀部」によって提出された

勘文であり、ここには相撲節会に際して最手となった相撲人が番長に任用された事例に関する先例がまとめられている。<sup>(39)</sup>

本勘文の記載内容中で最も古いものは、寛平八年（八九六）に物部棟業が最手官符を給わったとするものである。天曆元年に作成された勘文に寛平八年の記録が利用されていることから、およそ五十年前の文書あるいはそれに関する記録が閲覧できる状況にあったことが判明する。さらこのことから、少なくとも寛平年間にはすでにこうした諸資料の集積・保管が始まっていたとも考えることができる。

また、本勘文を十一世紀代の事例と比較すると、同じく近衛将曹が作成を行っていることから、すでに年預官人の管轄となっている可能性があり、勘文作成の働きがこれ以前の年預初見の延長年間まで遡ることが想定できる。

これらがさらにどの段階まで遡るのかを考える際、同じように各種記録の実施とその集積、さらに勘文の作成を行っていた官人として外記の存在が想起される。彼らはすでに弘仁・天長期には御所において儀式の記録を行っていた。

そもそも外記は太政官の主典であり、養老職員令二太政官条での外記の職掌は、詔書の作成や論奏・奏事の草案作成（「掌、勘詔奏」）といったものを除けば、前述の諸司主典とほぼ同様である。

【史料六】養老職員令二太政官条

(前略) 大外記二人、(掌、勘<sup>三</sup>詔奏<sup>一</sup>、及読<sup>二</sup>申公文<sup>一</sup>。勘<sup>三</sup>署文<sup>一</sup>。検<sup>二</sup>出稽失<sup>一</sup>。少外記二人。(掌同<sup>二</sup>大外記<sup>一</sup>)。(後略)

しかし、当該期における外記は令規定以上に職掌を拡大しており、主典一般とは異なる位置付けを得ていた。

八世紀から十世紀にかけての主なものでも、延暦四年(七八五)の官位相当の上昇、九世紀前半における外記政・宣旨の成立、天曆八年(九五四)の内文に対する権限の発生などがある。<sup>(38)</sup> 当該期の外記の職掌は多岐にわたっており、諸司主典に比べてより専門的なたらきを担う存在となっていた。このため諸司主典と同一レベルで扱うことはできず、加えて近衛将曹が諸司主典よりも武官的性格を色濃くするものであると考える時、両者の懸隔はさらに大きくなる。本来的な近衛将曹のあり方から記録の集積や勘文の作成といった外記のような働きを獲得するには、それまでとは異なる人材の登用が必要となると考えられる。

ここで注目されるのが、九世紀後半に近衛将曹を前官として外記となる者が見える点である『外記補任』より以下の三名が確認できる。<sup>(39)</sup>

- ①大春日安守(元左近衛将曹)  
貞観十一年(八六九)：任少外記  
同十六年(八七四)：大外記で叙外従五位下
- ②淡海有守(元右近衛将曹)

元慶二年(八七八)：任権少外記

同六年(八八二)：大外記で叙従五位下

③宮道有憲(元左近衛将曹)

寛平元年(八八九)：任少外記。

同四年(九〇二)：大外記で叙従五位下

近衛将曹から外記に転出した彼ら三名はどのような経歴をもつ者であったか。他の諸史料中から確認していく。

①大春日安守

他史料での言及としては、少外記となった後の貞観十四年(八七二)正月二十六日に前年に来着した渤海使に対する存問使となつているものがある。これは同月六日に任じられていた菅原道真の代わりとしての任命であった。

【史料七】『日本三代実録』貞観十四年(八七二)正月二十六日条

廿六日丁酉、以<sup>三</sup>正六位下行少外記大春日朝臣安守<sup>一</sup>為<sup>二</sup>存問渤海客使<sup>一</sup>。以<sup>三</sup>少内記菅原朝臣道真<sup>一</sup>丁母憂去<sup>二</sup>也<sup>一</sup>。

存問渤海客使とは渤海国からの使者が日本に来着した際にその到着地に赴き、応対にあたった者達であり、渤海使が持参した書状・物品の奏上や京からの出入りに同行する役割がある。<sup>(40)</sup> 任命される者には、渤海使との間で漢語による応対ができることが求められ、語

学能力を有していることが選定の前提となると見られる<sup>①</sup>。安守前任の菅原道真は文章生出身であり、『菅家文章』には渤海使と詩を交わしていることも確認できる。当然、安守にも同程度の語学能力が備わっていたと考えられる。

さらに大春日氏という氏族に注目すると、一族内には五代に渡って曆術を相伝していた真野麻呂や大学助を務めた善道がいる。さらには『貞観格式』選修に携わった安永、安守の後に少外記・存問渤海使を勤めた安名などは名の用字から近親と見られ、学識によって官界に活躍する人物を多く輩出している<sup>②</sup>。

以上のように、安守が学問的な一族の一員であったこと、さらに渤海使との応答が可能であったとみられることから、近衛将曹となる以前に学生、特に漢語に通じた文章生としての経歴をもつことが推測される。

② 淡海有守

三名の中では有守のみ、近衛将曹以前の経歴が確認できる。

『日本三代実録』貞観十五年（八七三）五月廿九日条では、淡海朝臣の賜姓が行われている。ここでは姓を賜った九人の中に「文章生正八位上永世朝臣有守」が見えており、淡路有守が近衛将曹以前に文章生であったことが確認できる。

【史料八】『日本三代実録』貞観十五年（八七三）五月廿九日条

廿九日壬辰、（中略）、左京人河内大掾正六位上淡海真人浜成、散位淡海真人高主、内豎淡海真人秋野、淡海真人最弟、蔭子従八位上淡海真人安江、正六位上永世真人志我、永世真人仲守、右京人文章生正八位上永世朝臣有守、蔭子正六位上永世朝臣宗守等九人並賜「姓淡海朝臣」。其先、大友皇子之苗裔也。

本条以外に具体的な活動が確認されないものの、この後少外記任官までの四年以内の間に右近衛将曹を務めていたこととなる。

③ 宮道有憲

『類聚符宣抄』仁和三年（八八七）十一月五日の右大臣宣は、御贄貢進に関する近衛府と兵衛府の争論への裁断である。ここでは従前通りに行うことが定められ、その決定は当日のうちに両府の官人が呼ばれ伝達された。このうち、左近衛府側の担当者として「左近将曹宮道有憲」が見えている。

【史料九】『類聚符宣抄』仁和三年（八八七）十一月五日右大臣宣

（国史大系の返り点を一部変更）

被<sub>二</sub>右大臣宣<sub>一</sub>、左兵衛府申云、進<sub>二</sub>日次御贄<sub>一</sub>之日、近衛陣令<sub>下</sub>捧<sub>二</sub>持御贄<sub>一</sub>之兵衛、解<sub>中</sub>却兵仗<sub>上</sub>。兵衛府持<sub>レ</sub>論云、可<sub>レ</sub>解<sub>二</sub>却兵仗<sub>一</sub>之由、不<sub>レ</sub>見<sub>二</sub>格式<sub>一</sub>、若有<sub>二</sub>臨時之宣旨<sub>一</sub>者、将<sub>レ</sub>奉<sub>二</sub>承<sub>二</sub>其由<sub>一</sub>者。而近衛府亦持<sub>レ</sub>論云、雖<sub>レ</sub>無<sub>二</sub>格式并宣旨<sub>一</sub>、而行

来年久、既成<sup>二</sup>流例<sup>一</sup>、不<sup>レ</sup>可<sup>二</sup>輒変<sup>一</sup>者。如<sup>レ</sup>此争論、坐<sup>レ</sup>闕<sup>二</sup>供御<sup>一</sup>、理不<sup>レ</sup>可<sup>レ</sup>然。宜<sup>下</sup>仰<sup>二</sup>兩府<sup>一</sup>、定<sup>二</sup>此事<sup>一</sup>之間、猶依<sup>二</sup>前例<sup>一</sup>、令<sup>中</sup>貢進<sup>上</sup>者。

仁和三年十一月五日

大外記大藏善行〈奉〉

即日仰<sup>二</sup>左近将曹宮道有憲左兵衛権大尉坂上行松等<sup>一</sup>了

本史料が少外記転任の二年前であることから、有憲は少なくとも二年以上に渡って近衛将曹に在職し、実際に働いていたことがうかがえる。なお、本史料の有憲は右大臣宣を大外記の大藏善行から伝えられており、これを左近衛府に持ち帰る役割を担っている。さらに恐らくは左右近衛府双方に関わる内容であるため、兩府を代表して有憲が赴いたこととなる。これは十一世紀代の年預将曹が担った府関連の情報伝達に類似する。紀正方の場合は右近衛府内のみならず、太政官からの情報も取り扱っており、広く右近衛府と外部とつなぐ窓口となっていた。ここにも年預将曹の働きの淵源を見ることができ。

以上の三名に関係する史料からは、②淡海有守は近衛将曹以前の経歴として学生であったことが判明し、①大春日安守についても文章生であったことが強く推測される。③宮道有憲については史料上学生であったかどうかは不明だが、前二名の経歴の他、外記に登用される者に明経道・紀伝道関係者からの登用が多いとする指摘を踏まえれば、いずれかの学生であったことが推測できる。

また、有憲には仁和三年時点で左近衛将曹として府への情報伝達の働きを担っていたことが見え、府務に従事していた。このことからは一時的「腰かけ」的に配属されたものではないことが明らかである。

いずれの人物についても、近衛舍人などを経験しない直接任用の事例であり、前後に武官経歴を持たないことから、治安維持機能を果たしえたとは考えられない。学生から外記に至る間での任用であり、従来とは異なる性格を持つ将曹として府内に存在していた。

このように学生から衛府主典に出身する事例としては「道志」が著名である。これは明法得業の者が衛門志となり、検非違使を兼帯したものをいい、主に明法学の知識をもって検断にあたり、強盜犯などの罪の軽重の裁量を中心になって行ったものである。<sup>(4)</sup>

一例として、『日本三代実録』貞観十五年十二月一日条に「明法得業生」として見える桜井田部貞世は七年後の元慶八年（八八四）六月廿日条では「左衛門少志」となっている。七年の間に他の官職を経験している可能性はあるが、明法道学生から衛門志に至った事例である。先述のように衛門志の検非違使への追加は天安二年（八五八）正月であるから、明法生が道志として検非違使に加わるのもこれ以降となる。

衛門志からの外記転出は、正暦元年（九九〇）に任じられた多米国定の一件のみが確認される。しかし、本事例は兄弟に撰関家家司をもつことによる特殊な事例とされる。<sup>(5)</sup>



また、兵衛志への学生の出身が推測されるものとしては、『扶桑略記』裏書延喜十七年（九一七）二月二十日条に、朔旦冬至について暦博士とともに論じている「左兵衛志多治有行」が見えるものがある。

【史料十】『扶桑略記』裏書延喜十七年（九一七）二月二十日条

二月廿日己亥、兵衛志多治有行与「暦博士等」論「可」无「朔旦冬至」之由<sup>上</sup>。

前後の活動は不明であるが、博士らと共に論ずることが可能であるのは学生として暦術を学んでいたことによるものである。同族関係が想定される者としては、寛平六年（八九四）に宮内丞から少外記となった多治有友がいる。有友が多くの外記と同じく学生出身であるとすれば、有行の学生経験の蓋然性はより高まる。一方で『外記補任』中には兵衛志の外記への転出は見られない。<sup>(46)</sup>

以上から、左右衛門府・左右兵衛府にも学生からの主典任用があり、特に衛門志への学生からの登用事例は、法知識を活用するために明法生が採られたものであった。一方で外記転出がほとんど見られないことも、対応する学問分野が異なることによるものであると考えられる。<sup>(47)</sup>

ここで、先行研究から文章生の出身状況を確認しておきたい。<sup>(48)</sup> 文章科は神亀五年（七二〇）に設置され、漢詩文の作成等を通じて文

章に習熟した後、官吏登用試験に応じて及第・出身することとなっていた。しかし、実際に試験によって任用された事例はわずかであり、多くが無試験により出身していた。こうした任官システムが確立した八世紀後半以降、九世紀前半までは文章生から直接内官に任じられていた。任官に預かるまでの期間は個人によって開きがあり、概ね在学年数の順によっていたと考えられている。その後、九世紀後半になると、文章生の後に一旦外任を経験した後で内官に任じられる経路が出現し、直接内官に任じられるコースは消滅することとなる。本稿で取り上げる事例は時期としては後半の流れの中に位置づけられ、直接内官に転じることのできた末期の姿となる。

また、同じく衛府の判官との関わりでは、九世紀後半から十世紀にかけて、文章生から六位藏人となった者が兼任する官職に左右衛門尉（兼檢非違使）が加わることが指摘されている。<sup>(49)</sup> 彼らの中には儒者として著名な橘広相も含まれており、治安維持活動を行い得ない文章生が衛府下級官人へ任官された事例として、前述の三名の外記に類似する。<sup>(50)</sup>

明法得業生から衛門志に任じられた道志には、任官者自身が修めた学問分野に基づく明確な役割があったが、これとは異なり文章生の修めた学問と、彼らが任じられた近衛将曹の本来的な役割との関連は不明確である。ここで先の勘文作成の事例を考え合わせると、彼らが任じられたのは、新たな役割として左右近衛府関連の各種情報集積と、それらを利用した勘文の作成業務の必要が生じてお

り、それらに従事するためではなかったかと考えられる。後に府務運営の参考とされるような各種文書の管理に中心的に関与する者として、将来的に外記となり、同様の記録集積に関わる可能性のある文章生出身の近衛将曹を充てるのが最も適任であると思われるためである。

文章生から任用されたそれまでとは異なる近衛将曹の参画により、勘文の作成が可能となったことで、それまでの主典一般がこなす業務だけでなく、後の年預官人につながる働きの一つが成立することとなる。このような形で段階的に従来とは異なる分野の実務が担われるようになり、これらをベースに年預官人の働きが形づくられていったのではないかと考えられる。

なお、近衛将曹から外記への転出事例は宮道有憲以降、全く見られなくなる<sup>(3)</sup>。この点については、『外記補任』に基づいているため、学生から近衛将曹となっても外記とならなかった者たちについては追うことができないという史料的な限界がある。当然彼ら以外に学生から近衛将曹となった者も存在したかもしれないが、彼ら三名が直後に外記に転出したことを重視するならば、彼らの任用は即戦力として期待されたものではなかったか。左右近衛府が府務関連の文書収集を開始した最初期、いわば立ち上げ段階のまだ不安定な状態の運営を担うために、本来であれば直接外記となれるような優秀な人材を任用したと考えるものである。彼ら以降にある程度働きが固まっていき、延長年間までに年預官人として形作られていく様にな

なっていくものと考えたい。

#### 四、勘文作成開始の背景

年預の職務のうち、勘文作成・文書収集業務の発生を学生からの近衛将曹任用と関わりと想定する場合、彼らの在任時期には上級官人の若年化は未だ進行しておらず、こうした傾向と直接関わりないと考えられる。従って、当該業務は下級官人が上級官人に代わる形で担う様になったものではないこととなり、他にその契機を求める必要がある。

ここで想定されてくるのが、左右近衛府の儀礼演出機関への転換である。勘文の作成とそれを可能にする体制の整備は、過去事例の参照が必要となる場面が増加することに関連するとみられ、毎年繰り返し行われること、すなわち年中行事の運営に積極的に関与するようになることがその背景にあると考えられる。

こうした観点に立つ場合、左右近衛府が運営に携わった宮中儀礼の一つである相撲節が注目される。

相撲節とは、全国から貢上された相撲人同士が相撲を行い、天皇が観覧するという行事であり、その前提となる行事は早く皇極朝に見える。八世紀に入っただけに存在した七月七日節と結合し、聖武朝に相撲節の成立・整備が進んだものと見られている。相撲節の中心となる一日目の行事は、平安時代において大きく二類型の形式で行われたことが指摘される。類型(A)と類型(B)に分類され、

両者の大きな違いは相撲司の編成有無にある。類型(A)では、親王以下公卿官人を左右に分けて相撲司を編成し、全国から集められた相撲人と共に儀式に奉仕させる。一方、類型(B)では相撲司は編成されず衛府が奉仕し、一般の王卿は観覧するのみとなる。延喜年間には両方が行われていたが、九世紀末から十世紀前半に(A)から(B)に展開していったとされる。<sup>52)</sup>

その後の十一世紀代においては、近衛府政所が中心となって相撲使(相撲部領使)の選定準備と「相撲所」の設営を行っていたことが明らかにされている。相撲使定では使を所望する者の申文や推挙の内容が政所に示されて、彼らが定の準備にあたっていた。合わせて相撲使による各地からの相撲人貢上の情報も収集していた。また、相撲所は相撲人の練習を監督する臨時の部局として設置されたもので、その設営に政所が携わっていた。<sup>53)</sup>

このように、十一世紀代には近衛府政所が中心となって相撲節の運営を行っており、左右近衛府が相撲節の中心的な存在となる寛平期の展開と同様に進むことが指摘される。<sup>54)</sup>

これらを踏まえると、外記転出の三名のうち、宮道有憲がその直前の時期となる仁和三・四年の左近衛将曹に在任している点に注意される。さらに先述の『小野宮年中行事』内の相撲人についての勅文が最古の事例を寛平八年のものとする点も、同時期に相撲節の運営に継続的に関わる様になったことで収集されていた情報と見ることもができるだろう。その直前の時期に在任した有憲は情報集積・勘

文作成を可能とする体制づくりに携わっていたものではなかったか。

一方、他の二人が将曹であった清和朝では、相撲節は類型(A)で行われており、宇多朝以降ほど衛府の関与は顕著ではない。従って、相撲節との関わりの中に両名の任用背景を見いだすことはできないが、この当時は宮中儀礼全体について変化が生じていた。すなわち、九世紀半ばから後半にかけて、病弱な文徳天皇、幼帝である清和・陽成両天皇が出現したことにより、儀式において天皇の出御を伴わない「不出御儀」が増えたことが指摘されている。<sup>55)</sup> また、貞観期には『儀式』(貞観儀式)の編纂がなされるなど、整備が進められていた。

なお、同じく年預官人となる近衛将監は在官期間の長い者から順に叙爵に預かる年勞加階の対象官であった。<sup>56)</sup> 私見では近衛将監を対象とした制度は天長期と推定される成立の後、貞観期には叙爵までの期間を短縮する形に改変され、寛平期にその優遇措置の再確認が行われるといった経緯が想定される。<sup>57)</sup>

三名の外記転出将曹の在任は近衛将監優遇の二時期にほぼ重なり、両者を関連するものとして理解できるとすれば、貞観期の場合も儀礼演出機関としての役割に関わる形で様々な文書の集積を行っていたことが想定される。

また、十一世紀になると左右近衛府の下級官人に府掌・案主と呼ばれる者たちが確認されるが、彼らは神龜五年の中衛府設置格に見

えず、府内に設けられた時期は明確ではない。この点について拙稿では、貞観・元慶期に中央の寮掌や諸国の国掌が多く置かれたことから、当該期に掌類の拡充が集中的に図られていたものと推定し、近衛府掌が元慶五年に初めて史料上に見えることから、同様の流れの中で当該期に設置されたものと推測した。<sup>58</sup>ここでも、貞観・元慶期の変化が想定され、当該期は近衛府官員の拡充が行われる必要がある状況となっていたものと考えたい。あるいは、このころから儀礼演出に関わる文書集積を始めていたために、寛平期の相撲節の開催方法変更にも対応できたものかもしれない。

以上、外記転出将曹の任用背景を検討してきた。左右近衛府では貞観期ごろには儀礼運営への関与が意識され、後の年預の働きの一角をなす情報収集・勘文作成の体制が整えられ始めていたために、彼らが任用されたと考えられる。

### おわりに

本稿での検討を再度整理すると、上級官人に武人的な性格の人物が任用されにくくなってくる貞観期に、文章生から近衛将曹となる者が見られるようになる。彼らが担ったのは、従来の近衛将曹との業務とは異なる文書の集積や勘文作成であったと考えられる。同様の任官事例は仁和期にも確認され、これが相撲節へ左右近衛府の関与が増えていくことと密接に関わると想定されることから、学生の近衛将曹任用の背景として、左右近衛府が儀礼準備の中心組織と

なっていくことがあり、これは遡って貞観期にも当てはめうると考えられる。

従って、左右近衛府の儀礼演出機関としての機能はすでにこの時点から主典のレベルでも動き出しているとみなし得る。下向井氏は当該期の左右近衛府の変化は武力的機能の「政策的停止」と国家儀礼の転換に対応した「機構改革」によるものと指摘しており、<sup>59</sup>彼らのような従来とは異なる性質をもつ近衛将曹の任用もこの流れの中に位置づけられるものではないだろうか。

そして、こうした形で新たな役割をこなし得る人材の獲得が新たな左右近衛府の働きを支え、衛府年預の成立へとつながっていくと見られる。左右近衛府において他官に先駆けいち早く年預が見えるようになるのは、先行研究が指摘するように上級官人の実務からの乖離も一要因ではあるが、同時に下級官人の側でも実務の執行を可能とする体制が整えられていったことも重要な要件であった。

この後の年預官人の形成過程としては、十一世紀代において年預将監・将曹は一人が複数年にわたって務めており、本来の「年預」の語が一年ごとの交代を意味するとされることから、一年交替から複数年連任の間には段階的な変化が想定できる。

先にも挙げた近衛将監の場合は、年劳加階の制が全体に適應されている間は規定の年数で叙爵され、離任することが決まっていた。将監のポストが空けば、下位の将曹が順に上がるため、自ずと任期が将監と同一となる。従って、この状況下では未だ継続的に府関連



実務に従事する存在としては立ち現れてこないと考えられる。第一節で検討した上臈中将の若年化と合わせ考えれば、延長年間ごろまでに担当の業務がある程度成立すると共に「年預」の称が付されており、その後、円融朝ごろから若年の中将が増加することに対応して、府務を集中的に担うようになるといった過程が見通される。

なお、衛門府年預官人については、左右近衛府とは異なり、儀礼演出の視点からでは説明しきれない部分があると考ええる。職掌や任官の経緯が全く異なる可能性も念頭に置きつつ、今後も検討を進めていきたい。

## 注

- (1) 笹山晴生『日本古代衛府制度の研究』（東京大学出版会、一九八五年）、同『古代国家と軍隊 皇軍と私兵の系譜』（講談社学術文庫、二〇〇四年）
- (2) 下向井龍彦「書評 笹山晴生『日本古代衛府制度の研究』」（『法制史研究』三七、一九八七年）なお、下向井氏は宮中儀礼に携わる左右近衛府を「儀礼專業機関」と表現するが、注(8)鈴木論文では夜行の実施が指摘されており、儀礼への関与は拡大しているものの「專業」とまでは言い切れないと考える。よって、本稿では儀礼に携わる左右近衛府の姿を、注(3)鳥谷氏一九九三年論文で用いられる「儀礼演出機関」の語で表現する。同論文では馬芸や射芸・相撲などの「見せ物」公演を準備・運営するものとして用いられてい

る。ただし、下向井論文との差別化は意図されておらず、本稿における使い分けは筆者の私見に基づくものである。

- (3) 佐々木恵介「『小右記』にみる摂関期近衛府の政務運営」（『日本古代の官司と政務』、吉川弘文館、二〇一八年、初出一九九三年）、鳥谷智文「王朝国家期における近衛府府務運営の一考察——『小右記』を中心として——」（倉本一宏編『王朝再読』、臨川書店、二〇二二年、初出一九九三年）、同「王朝国家期における近衛大将の役割——『小右記』を中心として——」（松江工業高等専門学校研究紀要）三六、二〇〇一年）
- (4) 下向井龍彦「部内居住衛府舍人問題と承平南海賊——王朝国家への転換と天慶二年純友の乱を媒介するもの——」（『南海文化研究紀要』一八・一九、一九九〇年）
- (5) 齋藤拓海「摂関期の近衛府府務運営と下級官人——右近衛府年預将曹紀正方を中心に——」（『史人』三、二〇一一年）
- (6) 今正秀「平安中期・後期から鎌倉期における官司運営の特質——内蔵寮を中心に——」（『史学雑誌』九十九—一、一九九〇年）
- (7) 西山史朗「近衛府下級官人補任稿（一）」（『佛教学大学院紀要文学研究科篇』四六、二〇一八年）、牧野千里「摂政藤原道長の隨身員数について——長和元年大嘗会御禊における隨身新加の検討から——」（『京都女子大学大学院文学研究科研究紀要 史学編』十九、二〇二〇年）他
- (8) 鈴木裕之「摂関期における左右近衛府の内裏夜行と宿直——夜間警備と貴族認識——」（『史学雑誌』一二五—六、二〇一六年）
- (9) 今氏前掲注(6)論文
- (10) 中原俊章「中世公家と地下官人」（吉川弘文館、一九八七年）
- (11) 鳥谷氏前掲注(3)一九九三年論文
- (12) 『平安遺文』四五五号・四五八号文書



- (13) 『小右記』寛仁二年(一〇一八)五月四日条
- (14) 鳥谷氏前掲注(3)一九九三年論文
- (15) 『九曆』天慶八年(九四五)十月一日条
- (16) 鳥谷氏前掲注(3)一九九三年論文
- (17) 在任期間・年齢などは、市川久編『近衛府補任』一・二(統群書類従完成会、一九九三年)を参照した。
- (18) 『日本三代実録』元慶元年(八七七)三月一日条、良尚卒伝
- (19) 養老令文は日本思想大系三『律令』(岩波書店、一九七六年)を参照した。
- (20) 佐藤全敏『古代日本の四等官制』(『平安時代の天皇と官僚制』、東京大学出版会、二〇〇八年、初出二〇〇七年)、「正倉院文書から見た令制官司の四等官制」(『平安時代の天皇と官僚制』、東京大学出版会、二〇〇八年)
- (21) 国史大系『類聚三代格』(吉川弘文館、一九七四年)を参照
- (22) 仁藤敦史「弘仁格」の編纂方針―式部格の検討を中心に―(『古代王権と官僚制』、臨川書店、二〇〇〇年、初出一九九五年)
- (23) 『日本後紀』延暦廿四年(八〇五)二月庚戌(十日)条
- (24) 『日本三代実録』元慶二年(八七八)五月四日条
- (25) 『儀式』四月廿八日牽駒儀・相撲節儀など
- (26) 日本思想大系八『古代政治社会思想』(岩波書店、一九七九年)を参照した
- (27) 延喜度の所見史料は『北山抄』巻八大将要抄賭射、巻九羽林抄賭射、天慶度の所見史料は『本朝世紀』天慶元年(九三八)七月十三日条。
- (28) 秦正親、勝良真など
- (29) 『日本三代実録』元慶五年(八八二)十一月九日条 坂上滝守卒伝
- (30) 『日本三代実録』元慶五年(八八二)五月十三日条、仁和元年(八八五)三月八日条
- (31) 国史大系『政事要略』をもとに、虎尾俊哉編『弘仁式貞観式逸文集成』(国書刊行会、一九九二)を参照し補訂。
- (32) 齋藤氏前掲注(5)論文
- (33) 『小右記』長和五年(二〇一六)正月廿九日条、万寿元年(二〇二四)正月十七日
- (34) 『小右記』長和二年(二〇一三)八月十六日など
- (35) 鳥谷氏前掲注(3)一九九三年論文
- (36) 本勘文が藤原実資の手に依る『小野宮年中行事』に取められたことから、実資の祖父(養父)の実頼に関連する文書であるとする、実頼は天暦元年当時左近衛大将を務めており、本史料は左近衛府のものと考えられる。
- (37) なお、本状の雀部某については詳細不明だが、『外記補任』には前年の天慶七年に民部少録から権少外記となった雀部是連が、『九曆』に競馬を行う近衛府官人(ポスト不明)の雀部連・則がそれぞれ見える。さらに下つて『御堂関白記』・『小右記』にも左近衛府生として雀部是国がいる。名前の近似から一族とみなすと、外記と近衛府官人とを輩出する雀部氏の一流がいたこととなる。天暦度の雀部某も同族である可能性が想定される。
- (38) 黒滝哲哉「八世紀から「撰関期」にかけての外記職掌の変遷」(『史叢』五十四・五十五合併号、一九九五年)
- (39) 井上幸治編『外記補任』(統群書類従完成会、二〇〇四年)を参照した。
- (40) 浜田久美子「外交儀礼の確立と展開」(『日本古代の外交儀礼と渤海』同成社、二〇一一年、初出二〇〇二年)
- (41) 『江家次第』巻四(除目)には文章生を外官に任じるにあたっては「唐人并渤海等」が来着する北陸道・山陰道・西海道のいずれかに任

- じることとされ、語学能力が期待されていることが見える。
- (42) 加藤謙吉『ワニ氏の研究』(雄山閣、二〇一三年)
- (43) 中野高行「八・九世紀における外記の特質」(『続日本紀研究』二五一、一九八七年)
- (44) 臈谷寿「十世紀における左右衛門府官人の研究―志および下僚を中心に―」(『平安博物館研究紀要』六、一九七九年)
- (45) 井上幸治「平安時代中後期における外記・官史のライフサイクル」(『古代中世の文書管理と官人』八木書店、二〇一六年)
- (46) 兵衛志への学生任用については、事例が少なく不明確ではあるものの、平安時代における兵衛府は左右近衛府・左右衛門府に比べ明確な役割を持たないため、両者ほど積極的な意図をもって学生の任用が行われたものではない可能性がある。
- (47) 但し、道志からの転出先として同じ太政官所属の官史があり、実例としては長保年間の坂本忠国の事例が挙げられる(『権記』・『清解眼抄』)。
- (48) 桃裕行『上代学制の研究』(修訂版)桃裕行著作集 第一卷(思文閣出版、一九九四年)、岸野幸子「文章科出身者の任官と昇進―藏人との関係を中心に―」(『お茶の水史学』四十二、一九九八年)
- (49) 岸野氏前掲注(48) 論文
- (50) 他の事例として、平中方は文章生から大宰大監を兼ねた後、左衛門尉となり檢非違使を兼ねた人物であった。大宰大監の時にはすでに「習弓馬」と評されたように(『小右記』長徳三年(九九七)六月十三日条)、彼の場合は文章生からの衛府判官任用であっても治安維持活動を行いえた人物となる。ただし、中方は平貞盛以来の武門の一族に連なっており、武芸を本分とした人間が文章生となっていた事例であるため、橘広相や外記転出の三名とは区別される。
- (51) 有守・有憲の事例が『魚魯愚鈔』に「自近衛將曹任外記例」として

収載されている。室町期段階までこれ以外の事例は無かったものが見られる。

- (52) 大日方克己「相撲節」(『古代国家と年中行事』吉川弘文館、一九九三年)
- (53) 鳥谷氏前掲注(3) 一九九三年論文・佐々木氏前掲注(3) 論文
- (54) 大日方氏前掲注(52) 著書
- (55) 神谷正昌「九世紀の儀式と天皇」(『平安宮廷の儀式と天皇』、同成社、二〇一六年、初出一九九〇年)
- (56) 高田淳「巡爵」とその成立」(『國學院大學紀要』二十六、一九八八年)
- (57) 近衛爵を巡る問題については別稿で論じる予定である。
- (58) 中島皓輝「撰関期における左右近衛府下級官人の様相」(『文学研究論集』四九、二〇一八年)
- (59) 下向井氏前掲注(2) 論文
- (60) 衛門府年預については、森田悌「平安中期左右衛門府の考察」(『平安時代政治史研究』、吉川弘文館、一九七八年、初出一九七五年)に言及がある。

〔付記〕

本稿は、第四七回古代史サマーセミナー(二〇一九年八月)での報告を基に成稿したものである

# Process of the Transformation of the Function of the Headquarters of the Inner Palace Guards in Heian Period Japan: With Focus on the Appearance of Administrative Officers

NAKAJIMA Kōki

This paper approaches the process of the transformation of the nature and function of the headquarters of the inner palace guards during the Heian Period (794-1185). The Left and Right Headquarters were the offices of guards closest to the emperor among the six headquarters of imperial guards. As time passed, however, their military aspect declined. Instead, the preparation and management of court ritual came to be their major function. While this is a commonly accepted view among Japanese historians, the process of this transformation remains to be discussed. The author intends to approach this issue from the perspectives of both the high-ranking and low-ranking officers, paying special attention to the administrative officers who carried out various works within the Left and Right Headquarters in charge of organizing rituals. By “high-ranking,” Japanese historians mean Lower Senior Fifth Court Rank and above, by “low-ranking,” Higher Junior Sixth Court Rank and below.

First, the author investigates into temporal change in aspects of lieutenant generals (Lower Junior Fourth Court Rank) from the middle ninth century to middle eleventh century, according to the reign of an individual emperor, with special reference to: 1) the age of his appointment and 2) who had served as a lieutenant general for a long time. For 1), every time the new emperor rose to power, a younger officer was appointed to be a lieutenant general. For 2), the average age of lieutenant generals who had served for a long time became younger and younger. The purpose of investigating the second aspect is that, if a lieutenant general was very experienced, low-ranking officers would not be burdened by much work. As a result of the author's investigation, obvious change happened in the late tenth century.

Second, the author examines the possible relationship between the position of a captain and the work of compilation of precedents. It was not originally a duty of imperial guards to compile precedents in a document format. In the middle ninth century, however, there were three cases of transferring secretarial staff to the headquarters of the inner palace guards, and the author points out that these three cases were the origins of the transformation of the nature of the headquarters of the inner palace guards. The background to this transformation was the change in the court rituals, and in response to this change, the headquarters had to direct the rituals.

It was also in the middle ninth century when administrative officers started compiling precedents and secretarial units started to direct rituals. The administrative unit of the imperial guards was established by the late tenth century. The author assumes that lower-ranking officers began to play the central role in the secretarial work since the end of the tenth century when younger officers came to be appointed to be lieutenant generals.

**Keywords:** Heian Period of ancient Japan (ninth to eleventh centuries), military officers turned into administrative officers, court rituals, compiling document.